

○財務省告示第二百八十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が令和二年七月豪雨による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

令和二年十二月一日

財務大臣 麻生 太郎

財務大臣が令和二年七月豪雨による次の各号に掲げる地域への影響の程度を勘案して当該地域に係る別に定める日を令和三年一月三十一日とする。

- 一 令和二年七月豪雨についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（令和二年七月財務省告示第百八十六号）により指定した地域
- 二 令和二年七月豪雨により相当な損害を受けた地域の追加の指定に関する件（令和二年八月財務省告示第二百七号）により指定した地域